

大田市公告第 19 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和 7 年 2 月 28 日、島根県告示第 180 号）があったので同法第 66 条の規定により都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 5 日

大田市長 楫野弘和



1. 施行者の名称

大田市

2. 都市計画事業の種類及び名称

大田都市計画下水道事業大田市公共下水道

3. 事業施行期間

平成 16 年 5 月 11 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4. 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

平成 16 年島根県告示第 514 号、平成 22 年島根県告示第 697 号、平成 26 年島根県告示第 180 号、平成 30 年島根県告示第 225 号及び令和元年島根県告示第 205 号の事業地に大田市久手町波根西及び大田町大田を加える。